

地震による被災住宅の再建を支援しています。

島根県では、このたびの地震で被害を受けられた方への支援として、被災住宅の再建に関する新たな制度を創設しました。ぜひご相談ください。

①被災者生活再建支援金

被害の程度		基礎支援金	加算支援金		最大支援額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入する場合	200万円	300万円
			補修する場合	100万円	200万円
			賃借する場合(公営住宅除く)	50万円	150万円
			上記に該当しない場合	—	100万円
大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円	建設・購入する場合	200万円	250万円
			補修する場合	100万円	150万円
			賃借する場合(公営住宅除く)	50万円	100万円
			上記に該当しない場合	—	50万円
制度創設 半壊	20%以上 40%未満	建設・購入・補修する場合の実費		(上限)100万円	
制度創設 一部破損	10%以上 20%未満	補修する場合の実費		(上限)40万円	

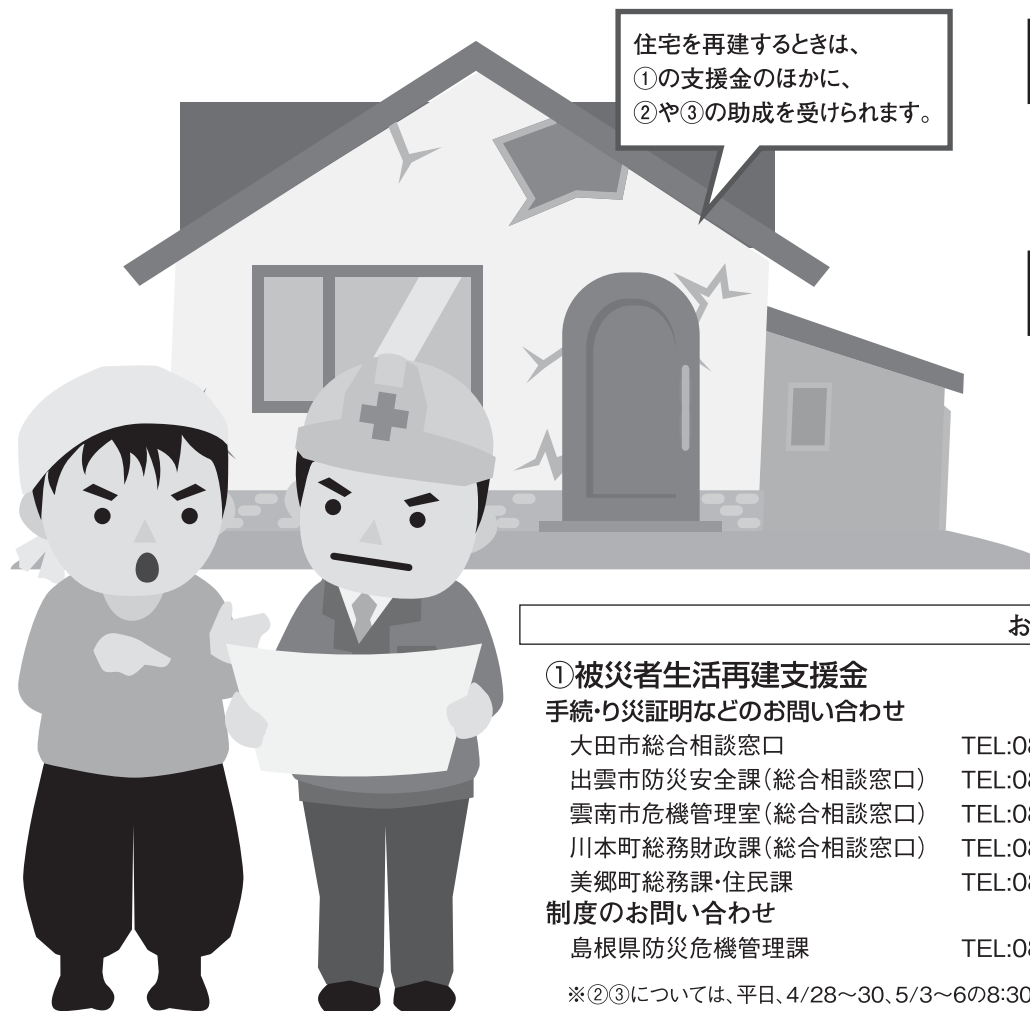
※単身世帯への支援額は、上記金額の3/4の額が上限となります。
※支援金の申請には、市町村の発行する災害証明書が必要です。

制度の活用例 ※中山間地域にお住まいの場合

- 被災した住宅の補修に200万円かかった
- 屋根の葺き替えに石州瓦を使用
- 補修には県内産木材を20万円以上使用

	半壊の場合	一部破損の場合
①被災者生活再建支援金	100万円	40万円
②被災者住宅再建助成(石州瓦)	5万円	5万円
③被災者住宅再建助成(県内産木材)	20万円	20万円
最大支援額	125万円	65万円

※各制度での支援は実費の範囲内となります。
※支援には一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。



住宅を再建するときは、
①の支援金のほかに、
②や③の助成を受けられます。

制度創設

②被災者住宅再建助成(石州瓦)

被災住宅の再建や補修に石州瓦を使用する場合、工事費の一部を助成します。

■助成額(上限) / 新築:7万円 / 葺替等:5万円

制度創設

③被災者住宅再建助成(県内産木材)

被災住宅の再建や補修に県内産木材を使用する場合、工事費の一部を助成します。

■助成額(上限) / 新築、購入:30万円 / 増改築:15万円
/ 修繕・外構工事(塀・フェンス等):10万円

※中山間地域、三世帯同居・近居もしくはUIターン者の場合は、それぞれ10万円を加算(上限20万円)。ただし、修繕・外構工事の加算は、上限10万円。
※支援には一定の要件があります。

お問い合わせ

①被災者生活再建支援金

手続・り災証明などのお問い合わせ

大田市総合相談窓口 TEL:0854-83-8183
出雲市防災安全課(総合相談窓口) TEL:0853-21-6606
雲南市危機管理室(総合相談窓口) TEL:0854-40-1027
川本町総務財政課(総合相談窓口) TEL:0855-72-0631
美郷町総務課・住民課 TEL:0855-75-1211

制度のお問い合わせ

島根県防災危機管理課 TEL:0852-22-6486

②被災者住宅再建助成(石州瓦)

手続のお問い合わせ

石州瓦工業組合 TEL:0855-52-5605
制度のお問い合わせ
島根県産業振興課 TEL:0852-22-6740

③被災者住宅再建助成(県内産木材)

手続・制度のお問い合わせ

島根県林業課 TEL:0852-22-6749

※②③については、平日、4/28~30、5/3~6の8:30~17:15対応 ※その他、市町の制度については各市町にお問い合わせください。